

# 東京外かく環状道路（関越～東名） 環境モニタリング調査（大気質・粉じん等）の結果について（お知らせ）

## 東名JCT（仮称）周辺 大気質・粉じん等調査

令和2年9月～令和2年11月に実施した大気質調査の結果についてお知らせします。

### ◆調査期間

秋季

大気質：令和2年9月5日（土）～9月11日（金）（7日間）

令和2年9月8日（火）～9月14日（月）（7日間）

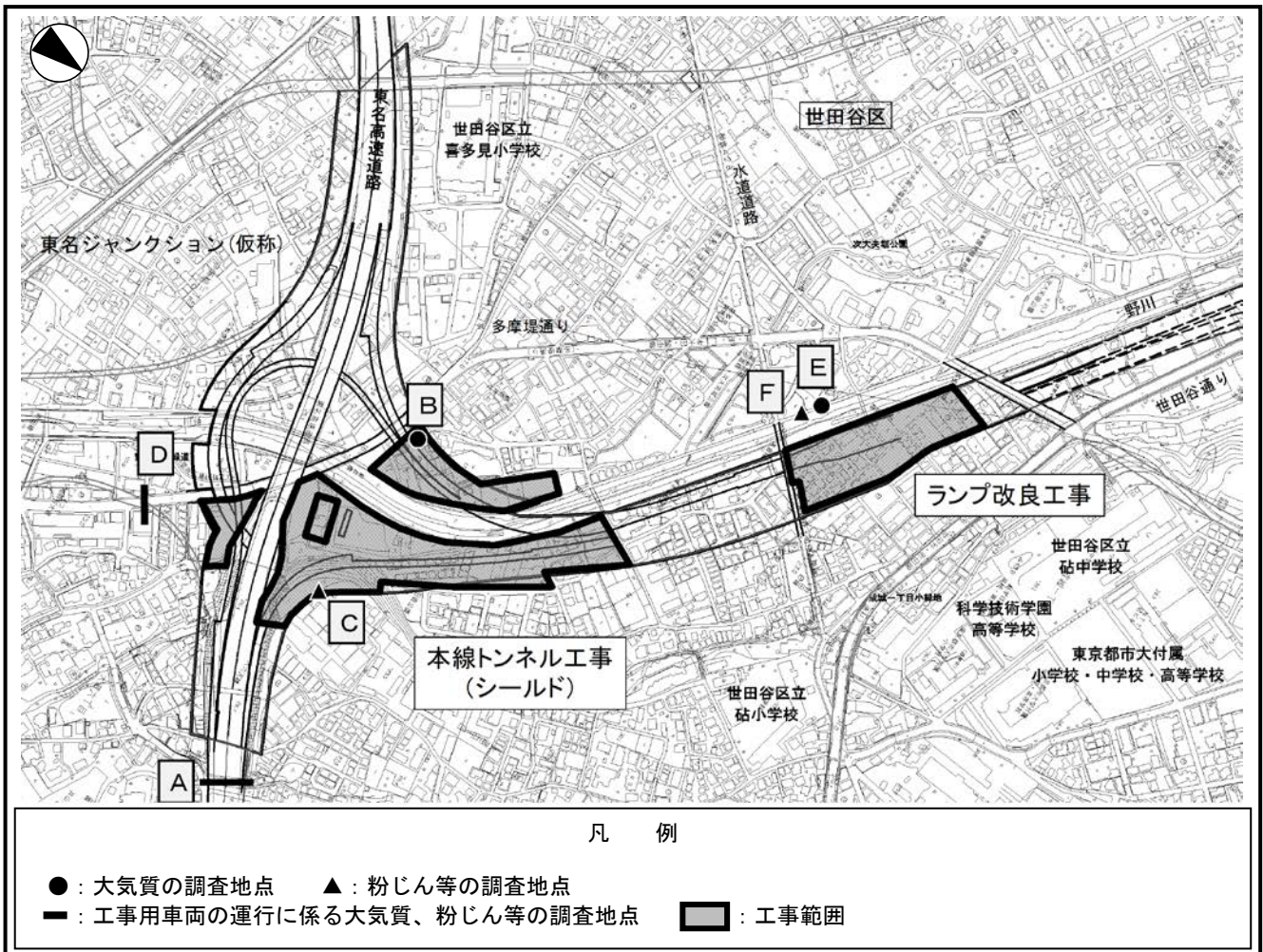
令和2年11月5日（木）～11月11日（水）（7日間）

粉じん等：令和2年9月1日（火）～10月1日（木）（1ヶ月間）

令和2年10月7日（水）～11月6日（金）（1ヶ月間）

令和2年10月31日（土）～11月30日（月）（1ヶ月間）

### ◆調査位置図



### ◆問い合わせ

担当窓口：国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 計画課

電話番号：0120-34-1491（外環専用フリーダイヤル 平日9：15～18：00）

◆調査結果

○建設機械の稼働に係る大気質【二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）】

- ・二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）については、いずれも環境基準を下回る結果となっています。
- ・浮遊粒子状物質（SPM）については、1日平均値、1時間値ともにいずれも環境基準を下回る結果となっています。

調査時期	調査日	B			調査日	E		
		NO <sub>2</sub> (ppm)	SPM (mg/m <sup>3</sup> )			NO <sub>2</sub> (ppm)	SPM (mg/m <sup>3</sup> )	
		1日平均値	1日平均値	1時間値の最大値		1日平均値	1日平均値	1時間値の最大値
秋季	9月8日	0.008	0.017	0.029	11月5日	0.021	0.011	0.019
	9月9日	0.010	0.019	0.032	11月6日	0.024	0.017	0.025
	9月10日	0.008	0.011	0.017	11月7日	0.026	0.026	0.038
	9月11日	0.010	0.011	0.019	11月8日	0.013	0.020	0.034
	9月12日	0.007	0.009	0.014	11月9日	0.010	0.009	0.016
	9月13日	0.008	0.013	0.021	11月10日	0.014	0.007	0.011
	9月14日	0.015	0.017	0.040	11月11日	0.010	0.006	0.011
	期間内平均	0.009	0.014	—	期間内平均	0.017	0.014	—

○工事用車両の運行に係る大気質【二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）】

- ・二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）については、いずれも環境基準を下回る結果となっています。
- ・浮遊粒子状物質（SPM）については、1日平均値、1時間値ともにいずれも環境基準を下回る結果となっています。

調査時期	調査日	A			調査日	D		
		NO <sub>2</sub> (ppm)	SPM (mg/m <sup>3</sup> )			NO <sub>2</sub> (ppm)	SPM (mg/m <sup>3</sup> )	
		1日平均値	1日平均値	1時間値の最大値		1日平均値	1日平均値	1時間値の最大値
秋季	9月5日	0.010	0.019	0.029	9月5日	0.015	0.018	0.033
	9月6日	0.008	0.013	0.019	9月6日	0.011	0.011	0.018
	9月7日	0.008	0.023	0.043	9月7日	0.012	0.020	0.037
	9月8日	0.006	0.024	0.038	9月8日	0.010	0.022	0.034
	9月9日	0.007	0.022	0.029	9月9日	0.012	0.020	0.028
	9月10日	0.006	0.012	0.022	9月10日	0.011	0.010	0.017
	9月11日	0.010	0.014	0.020	9月11日	0.014	0.013	0.023
	期間内平均	0.008	0.018	—	期間内平均	0.012	0.016	—

参考

◆環境基準

二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m<sup>3</sup>以下であること。

※環境基準との評価は、『道路環境影響評価の技術手法』に基づいて、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目（若しくは高い方から数えて2%目）にあたる値を環境基準と比較することにより行います。

○建設機械の稼働に係る粉じん等

- ・粉じん等（降下ばいじん量）については、いずれも参考値を下回る結果となっています。

	調査時期	C	F
降下ばいじん量 (t/km <sup>2</sup> /月)	秋季	1.7	2.2

○工事用車両の運行に係る粉じん等

- ・粉じん等（降下ばいじん量）については、いずれも参考値を下回る結果となっています。

	調査時期	A	D
降下ばいじん量 (t/km <sup>2</sup> /月)	秋季	2.3	3.7

**参 考**

◆環境基準

降下ばいじん量に環境基準はありません。

◆参考値

降下ばいじん量：20t/km<sup>2</sup>/月以下

※環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標\*を参考とした20t/km<sup>2</sup>/月が目安と考えられます。（「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」より引用）

なお、計測されるばいじん量は建設機械以外から発生するものも含まれるため、環境影響評価では、上記基準を達成するよう、建設機械の稼働の寄与分を10t/km<sup>2</sup>/月以下とするよう評価を行っています。

\*「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年10月3日、環大自第84号）